

2023年を振り返って — 事務所の出来事編 —

早いもので今年1年が終わろうとしています。

昨年までは、新型コロナウイルス感染症と共に過ごしてきましたが、今年は5類に移行となり、活動的に過ごせた1年だったように思います。

今月号では、この1年の主な出来事を振り返ってみたいと思います。

2023.2 管理職員の昇進・昇格

管理職員の昇進・昇格が行われ、青山次長が相談役に、右近が次長となりました。事務所も新体制となり、職員がより団結し、業務に取り組めるようになりました。

2023.4 職員1名 育児休業から復職

4か月間の育児休業期間を経て、4月に職場復帰。5人のお子さんのお母さんになりました。

2023.10 労働法講演会 開催

新型コロナウイルス感染症の影響で3回休演した講演会ですが、4年ぶりに開催することができました。顧問先・会員事業所の多くの皆様にお越しいただき、本当にありがとうございました。

今年のテーマは、「アフターコロナの労働実務」でした。

講演会は、特別講師として、弁護士法人久屋総合法律事務所の代表である川崎修一先生をお招きし、弁護士の立場からお話いただきました。

来年も、10月に同会場（長良川国際会議場）での開催を予定しております。

2023.11 職員1名 入社

新しい職員が1名入社しました。3人のお子さんのお母さんです。

子育てと仕事を両立しながら、日々頑張っています。

これで、当所職員13名中、子育て中の職員が11名、そして小学生以下の子供の数は15名となりました。

当所は、子育てをしながらでも働きやすい職場を目指しています。



☆ 今月号が今年の最終号となります。今年も1年ありがとうございました。

当所の冬休みは、12月29日（金）～1月7日（日）となっております。また、1月8日（月）の仕事始めは、職員全員で毎年恒例にしている伊奈波さんに初詣をし、本殿で祈禱をしていただきますので、急用の場合には当所の留守番電話にご伝言をお願い致します。戻り次第、ご連絡させていただきます。

来年も事務所職員一同、力をあわせてより一層頑張りますので、よろしくお祈り申し上げます。

鉛筆子

－ 人事労務に関する情報編 －

今年1年もラコン通信では人事労務に関するさまざまな情報を取上げてきました。

今月号では、今年1年間の振り返りと、来年について既に明らかとなっている改正動向をまとめてみました。

	労働・社会保険における法律改正、人事・労務を取り巻く出来事など
2023.3	健康保険法・介護保険法 (健康保険料率改定〔岐阜県 49.1/1000 から 49.0/1000 へ〕、介護保険料率改定〔8.2/1000 から 9.1/1000 へ変更。〕)《ラコン通信 3月号》
2023.4	雇用保険料率が変更 (令和5年度の雇用保険料率は、4月1日から、労働者負担・事業主負担ともに変更。労働者負担〔一般の事業 5/1000 から 6/1000 へ〕、〔建設の事業 6/1000 から 7/1000 へ変更。〕)《ラコン通信 3・6月号》 月60時間を超える時間外労働の割増率引き上げ (中小企業に対しても月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が、現行の25%以上から50%以上に引き上げられた。4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となる。)《ラコン通信 2月号》
2023.10	最低賃金法 (岐阜県では910円から「950円」へ40円引上げ。10月1日発効。全国加重平均の額は1,004円(昨年度961円)、引上げ率は4.5%、引上げ額は43円で過去最高。)《ラコン通信 8・9月号》 「年収の壁」への当面の対応策 (短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援する。①106万円の壁への対応：キャリアアップ助成金・社会保険適用促進手当、②130万円の壁への対応：事業主の証明による被扶養者認定の円滑化、③配偶者手当への対応：企業の配偶者手当の見直しの促進。)《ラコン通信 10月号》
2024.4	労働条件明示のルールが変更へ (2024年4月から労働条件明示のルールが変更、労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加される。①全ての労働者に対する明示事項：全ての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時「就業場所・業務の変更の範囲の明示」、②有期労働契約の締結時と更新時「更新上限(通算契約期間または更新回数)の有無と内容」、無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時「無期転換申込機会の明示」「無期転換後の労働条件の明示」)《ラコン通信 4・10月号》 時間外労働の上限規制 建設業など適用猶予事業にも適用が始まる (時間外労働の上限規制について、2024年4月1日より、建設業、自動車運転の業務、医師の適用猶予事業にも適用が始まる。)
	障害者雇用 法定雇用率段階的に引き上げへ (令和5年度は据え置き2.3%だが、2024年4月から2.5%へ引き上げられる。2026年4月以降は2.7%へ段階的に引き上がる予定。)《ラコン通信 2月号》
2024.10	パート・アルバイトへの社会保険適用 段階的に拡大 (2024年10月からは対象企業：従業員数51人～100人の企業で働くパート・アルバイトが新たに適用となる。従業員数のカウント方法は、現在の厚生年金保険の適用対象者。)